

調査依頼書

確認事項

別紙 1

依頼者(出願人または出願代理人)は、平成22年度中小企業等特許先行技術調査支援事業に基づく先行技術調査について、**確認事項に同意**し、下記のとおり依頼いたします。

調査依頼書記入日	平成 年 月 日
依頼先(調査事業者名)	株式会社 サンスタッフ

< 依頼者 > (先行技術調査報告書送付先・問い合わせ先)

1 依頼者(出願人)名 (企業の場合は法人名)			(印)
2 担当者名(依頼者が 企業の場合のみ記入)			(印)
3 送付先名称			
4 住所			
5 連絡先	電話番号	FAX番号	
	E-mail		

< 出願人に替わり、出願代理人が依頼者となる場合 > (出願人本人が依頼者の場合は不要)

1 出願代理人名(出願代理人の 場合、依頼者の印は不要で す。)	事務所名		(印)
	代理人氏名		
2 連絡先	電話番号	FAX番号	
	E-mail		

< 依頼する案件について >

1 出願番号	特願 -
2 出願日	平成 年 月 日
優先権主張の出願番号	
優先日	
3 公開番号	特開 -
4 発明の名称 (請求項数)	(項)
5 出願人名 (複数の場合は全て)	

< 依頼者の企業規模 > (依頼者が個人の場合は不要)

1 業種			
2 規模	資本金	従業員数	
3 大企業が貴社の株式総数又は出資総額の1/2以上の株式、又は出資金を有していますか?	はい	いいえ	該当する箇所に を記入。 (「はい」の場合はご利用できません。)

1 依頼者(出願人)は本支援事業の支援対象である中小企業又は個人です。

2 依頼する案件は、平成19年4月1日以降に特許出願済のものであって、出願番号が付与されており、まだ審査請求を行っていない出願です。

3 依頼する案件は、国際特許出願、審査請求期間の満了まで2ヶ月未満の特許出願、出願却下・取下・放棄がされていない出願です。

4 依頼する案件は、平成16年度以降に本支援制度により先行技術調査を調査依頼していない特許出願です。

5 依頼する案件は、本支援事業を利用して同一案件を複数の調査事業者に対して調査依頼を行ったり、複数回にわたって調査依頼を行ったりしていません。

6 依頼者(出願人)の本支援事業の利用件数が本年度20件を超えておりません。

7 事業者から先行技術調査報告書を受領した場合には、速やかに調査事業者を受領書を送付いたします。

8 審査請求する場合は、調査事業者から先行技術調査報告書を受領してから行います。

9 上記1～8の記載事項が事実と反した場合には、**依頼した案件の先行技術調査に要した費用等を、依頼者(出願人または出願代理人)が調査事業者に支払うことに同意**します。

(注意事項)

- < 依頼者について >
 - ・依頼者は中小企業(表1の従業員数、又は表2の資本の額等を満たす企業)又は個人であり、出願人(又は出願書類に明記されている出願代理人)に限ります。
 - ・日本国に居住地のない場合は対象外です。
 - ・依頼者の適格性が判断できない場合には、先行技術調査をお断りすることがあります。
- < 受付期間について >
 - ・依頼の受付日は、平成23年2月28日(必着)までとなります。それ以降の調査依頼はできません。
 - ・予算の執行状況等により、調査事業者によって調査依頼を制限させて頂くことがありますので、ご了承下さい。
- < 受領書について >
 - 調査終了後、調査事業者から調査報告が送付された場合、1週間以内に調査報告書に同封の受領書を調査事業者にご返送下さい(出願代理人からの依頼の場合でも、調査報告の送付先及び受領書のご返送は、出願人本人からのものに限りません。)。受領書をご送付頂けない場合には、先行技術調査に要した費用を調査事業者より請求致します。
- < 対象となる特許出願について >
 - 平成19年4月1日以降に出願済であって、出願番号が付与されており、まだ審査請求を行っていないものです。ただし、以下の特許出願は対象外です。
 - (1) 国際特許出願
 - (2) 審査請求期間の満了まで2ヶ月未満の特許出願
 - (3) 特定登録調査機関に先行技術調査を依頼した特許出願
 - (4) 出願却下・取下・放棄がされた特許出願
 - (5) 平成16年度以降に本支援制度により先行技術調査を依頼した特許出願

表1 業種毎の従業員数の基準

a 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (b-eを除く)	300人以下
b 小売業	50人以下
c 卸売業又はサービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅客業を除く)	100人以下
d 旅館業	200人以下
e ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	900人以下

表2 業種毎の資本の額(又は出資額の総額)の基準

a 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (b及びcを除く)	3億円以下
b 小売業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く)	5千万円以下
c 卸売業	1億円以下